

下請法を適用して 不当な取引を是正する



虎門中央法律事務所（商工研相談業務委嘱先） 弁護士 平野 賢

平野 賢

Q 当社は、上場企業である大手ホームセンターのA社より、A社のオリジナル商品の製造の委託を受けています。取引当初から契約書は交わしておらず、発注はいつも電話一本です。

テレビ等で紹介されると一気に販売数が増えることもあり、A社からはあらかじめ相当数の商品を製造しておくよう依頼されています。しかし販売数是不安定で、必ずしも毎シーズン全量を引き取ってもらえるわけではなく、製品の仕様は各シーズンごとに変わるため、引き取りのなかった在庫は当社負担で処分せざるを得ません。

最近では、その商品の売場に販売員を出すよう求められますが、当社の商品の販売促進であるとして対価なども特にもらっていません。さらに、「セール協力

金」の名目で、代金の一部が差し引かれることもありました。このままでは経営に大きな影響が出ると危惧しています。何か方法はないでしょうか。

A 1. 下請法の意義
下請法とは、「下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする」（第一条）法律です。

日本経済の再生のために、親事業者と下請事業者間の公正な取引に基づく適切な代金支払は重要であると位置付けられており、公正取引委員会（公取委）および中小企業庁は、下請法違反の取り締りを強化しています。平成二十七年度は、過去最高

の六千件近い下請法違反で親事業者が指導され、親事業者二百三十六名から、下請事業者七千七百六十名に対し、総額十三億二千六百二十二万円相当の原状回復が行われました。

2. 下請法適用の主な要件

下請法が適用されるためには、大きく以下の二点がいずれもクリアされる必要があります。

① 取引内容に関する要件

取引が、(ア)製造委託（物品の製造や加工等の委託）、(イ)修理委託（物品の修理の委託）、(ウ)情報成果物作成委託（ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザイン等の作成作業の委託）、または(エ)役務提供委託（運送、ビルメンテナンス等の各種サービスの提供の委託）のいずれかに該当することが必要です。

当事者の資本金により区分されています。前記①の(ア)、(ウ)および(エ)の取引に関しては、(a)資本金が三億円以上の事業者が三億円以下の事業者や個人事業者に委託する場合、または、(b)資本金が一千万円以上三億円以下の事業者が、資本金一千万円以下の事業者や個人事業者に委託する場合に下請法が適用されません。

また、前記(エ)の取引に関しては、(c)資本金が五千万円以上の事業者が五千万円以下の事業者または個人事業者に委託する場合、または、(d)資本金が一千万円以上五千万円以下の事業者が資本金一千万円以下の事業者または個人事業者に委託する場合に下請法が適用されません。

② 取引当事者に関する要件

3. 下請法違反となる行為類型
下請法が禁止する行為類型は多種に上ります。以下に主なものを例示します。

(1) 受領拒否

親事業者が委託した給付の目的物を、下請事業者に責任がないのに受領を拒否すること。

(2) 支払遅延

給付の目的物を受領した日
(または役務が提供された日)
から六十日以内に、下請代金を
全額支払わないこと。

(3) 代金減額

下請事業者に責任がないのに、
発注時に決定した下請代金の額
を事後的に減ずること。

(4) 返品

下請事業者に責任がないのに、
給付を受けた物品を下請事業者
に引き取らせること。

(5) 買いたたき

下請取引における代金決定の
際に、その地位を利用して通常
支払われる対価に比して著しく
低い額を不当に定めること。

(6) 購入・利用強制

原材料等あるいは親事業者の
販売する製品等を強制して購入
させ、または利用を強制するこ
と。

(7) 不当な経済上の利益の提供要

請
協賛金等の金銭や従業員の派
遣等の役務その他の経済的利益
を不当に提供させること。

(8) 報復措置

下請事業者が下請法違反を公
取委または中小企業庁に知らせ

たことを理由に取引の停止等の
不利益な取り扱いをすること。

4. 本件における下請法違反の 内容

お尋ねのケースですが、まず、
取引内容については、典型的な
製造委託に該当します。また、
取引当事者については、A社は
上場企業ということですから、
資本金が三億円超に該当する可
能性が高いでしょう。相談者の
資本金額は不明ですが、資本金
三億円以下であれば下請法適用
要件を満たすこととなります。

取引についてはですが、セール
協力金名目の代金からの差引
きは、代金の減額または不当な
経済上の利益の提供要請に該当
すること、あるいは、売場への
販売員派遣が不当な経済上の利
益の提供要請に該当することは、
比較的分かりやすいと思います。
ところで、このケースにおい
て、A社からの発注はいつあっ
たと考えるべきでしょうか。相
談者は、A社から電話で注文を
受けるたびに商品を納品してい
るということですから、各注文
時をもって個別に発注があった

と思われる。しかし、商品は
その仕様が毎シーズン変わるA
社の独自のものであり、各シー
ズンごとにA社に依頼を受け、
あらかじめ相当数の製品を製造
しているということ。そう
だとすると、その依頼の際に、
具体的な仕様や数量を指定され
た上で、製造の発注があったと
思われます。特に、在庫分は代
金を受け取れず、相談者の負担
になるということですから、こ
うした取引は下請法が企図する
公正かつ適正な取引とみること
ができるか、事案いかんによっ
ては疑問も生ずるところです。

仮に、A社の発注時期が每期
の最初の発注時、すなわち当期
のシーズンにおける製品の仕様
および相当数の製造を指示した
時期であると認定されると、最
悪の場合、A社は、発注をして
おきながら受領を拒絶し(受領
拒否)、代金の支払いを遅延し
(支払遅延)、あるいは販売に至
らなかつた商品相当額を減額し
ている(代金減額)という、複
数の下請法違反に該当する恐れ
も出てきます。

相談者は、現在の取引が下請

法違反に該当することを認識し、
A社と協議の上で是正していく
と思われれます。改善が見られな
い場合は、弁護士等の専門家、
状況によっては公取委・中小企
業庁等への相談も検討すべきで
しょう。公取委はウェブサイトで
同法違反の報告を受け付けて
います ([https://www.jftc.go.jp/
shitauke_shinkoku/apply-001.
php](https://www.jftc.go.jp/shitauke_shinkoku/apply-001.php))。

5. 書面作成義務

親事業者には、発注に際して
当事者の名称、委託日、給付の
内容、受領期日、受領場所、下
請代金の額、支払期日等一定の
事項を明記した書面(いわゆる
「三条書面」)を作成し、発注の
つど直ちに下請事業者に交付す
る義務を定めています。本件で
は、A社はこうした書類作成・
交付義務も違反していることに
なります。このほか、親事業者
には、支払期日を定める義務、
下請取引の内容を記載した書類
(いわゆる「五条書面」)を作成
し二年間保存する義務、支払い
が遅延した場合には遅延利息を
支払う義務も定められています。